

令和7年第4回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月28日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年3月28日	午前10時00分
	閉 会	令和7年3月28日	午前10時55分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 11 名 欠 席 1 名 欠 員 2 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	欠	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	出	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	欠 員	
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	出
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

12番	座間味 栄 純	14番	具志堅 勉
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 すえ子	住 民 生 活 統 括 監	仲宗根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
農 林 水 産 課 長	平安山 良 信		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

3月28日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第20号	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第21号	本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和7年第4回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 座間味栄純議員及び14番 具志堅 勉議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月28日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日3月28日限りの1日間に決定しました。

日程第3．議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。度々何度もこのような形で臨時議会を開催しなければいけないような事態を招いていることに対しまして、改めて議員各位の時間を割いていただいたことに対し感謝も申し上げたいし、そしてまたご迷惑をかけていることに対しまして、おわびを申し上げたいと思っております。一つだけ提案する前に前回の私の発言の部分の訂正と、これまでの経過についてお話ししたいんですけれども、前回、改ざんという言葉は私使ったんですけれども、それは誤りでありまして訂正させてください。認識不足で文書をつくったというようなことですので、そのように発言を改めたいと思っておりますので、ご了解お願いいたします。

それから25日の後ですけれども、26日にその後、いろんな形での対応を考えました。その結果、午前中の間、いろいろ内部で議論をいたしまして検討を重ねた結果、結論から言いますと説明をもっともっと加えて、そして議会を深めて決議を得て、そして4月1日からの指定管理について、時間的な空白を空けないような形での対応、これが社会的な責任であるというようなことの中で、緊急を要するというような判断の中で、26日の午後に議長、副議長とも相談いたしまして、今日の議会が開催されるというような流れになっておりますので、その点について改めてご了解をお願いしたいなとこのように考えているところでございます。

それでは議案の提案に移りたいと思っております。令和7年第4回本部町議会臨時会におきまして、2件の議案を提出してございます。その内容は、条例の制定に関する議案が1件、指定管理者の指定に関する議案が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、担当統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について。町長及び副町長の給料月額を、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、別表第1の規定にかかわらず、別紙のとおり定める。令和7年3月28日提出、本部町長平良武康。

提案理由、本部町具志堅地区田園空間施設の業務に関し、不適切な予算執行事務処理が行われた。そのことを長として指揮監督が適切でなかったと重く受け止め、町長及び副町長の給料月額を一定期間減額したいため。

次のページをお願いいたします。特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例。町長及び副町長の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、別表第1の額に、町長については100分の10を乗じて得た額を、副町長については100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。

附則、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。2、この条例は、令和7年4月30日限り、その効力を失う。以上であります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 おはようございます。それでは質疑させていただきます。

今回、ハーソー公園の事務の不適切さを受けての町長の給料の減額処分ということで、この減額の額の適正さが、ほかの事例と比べて適切なのかどうかということと、前回の臨時議会の答弁の中で、実際の調査には一、二か月程度かかるとあったんですが、今回の事務処理の不適切さは、これで終わらすのか、引き続きまた調査して新たなものが分かったら、そのときにまた新たな措置を講じるのか、その点について伺います。

○ 議長 松川秀清 総務課長。

○ 総務課長 宮城 建 説明いたします。

その処分の額が適正であるかについてでございます。今回のこの件を受けまして、あらゆる市町村、全国的、全国的にいろいろと調べました。調べていく中で、同じような事例というのはなかなかないんですが、例えば公金の紛失であるとか、公文書の紛失、それから入ってくる実績報告書に基づいて申請すべき額を誤って、その額が市町村に入っていないとか、そういったような事例等がありました。そういった中での処分の中身を見てみると、特別職の給与については、町長に関しては100分の10、副町長に関しては100分の5。期間としては1か月というものが各地区の事例としてございましたので、それを参考に本町もこの内容で議案を提出させているということとあります。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 私のほうからも補足いたしますけれども、今回の特別職の給与の減額につきましては、法令に基づいた金額といったようなものではなくて、これから組織をより指導体制を強化していくために、あるいは、またこれから自らの反省も含めて先々を見て、より適正な予

算執行をやっていくための私自身を戒めると、その戒めに対して減額をして反省をしっかりとしながら対応していきたいというような思いの減額で、減額するに当たっては、また条例を制定して議会の議決を得なければそれもできませんので、そのための提案でございます。いずれにせよ、これから先々を見据えて二度とこのようなことが起こらないような一つの戒めとして、あるいは、また最高責任者の長としての責任の取り方として、より分かりやすく見えやすい形を説明したいという思いの中でのことでございますので、どうかこのようにご理解いただければとこのように考える次第でございます。

そしてまた、この調査等については、大体内容は分かっておりますので、業務のほうを前に前に進めていかなければいけませんので、新しい事案が出るんだったら、またそれは対応しますけれども、とりあえず我々としては、大きな区切りをつけながら次の業務を前に進めていきたいというような思いを強くしているところでございます。

○ 議長 松川秀清 5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 前回の臨時議会でも私も発言したんですけれども、ある程度のけじめがあればいいんじゃないかなというところで、ただ正直言って今回の議案を見たときに、1か月分の減額ということで、皆さん、町長の覚悟が見たかったと思うんですけれども、そこがちょっと少ないんじゃないのかなと正直思いました。それが今回、周りの事例に関してどの程度が適当なのかということをお聞きしたかったんですけれども、今回の事務処理の不適切さがこれで終わるのか、またもうちょっと問題が出てくるのかというところで、これで終わりだったらちょっと低い処分なのかなという点をもう一度伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 その減額についても内部議論を深めました。私としては、もっと重くしていきたいというようなこともお話ししましたけれども、事務レベルの面からいろいろまたお願いも私のほうにあって、全国の他の事例も類似事例と言いましょうか、そういうものも見計らって、その検討の結果、この金額になったというようなことでございます。例えば、同じような事案ですけれども、議会の議決を得ないで予算施行しているという事案がよその都道府県でありました。そういうものも全く同じような、そういうものに見習ってというような形で、そういうことでそのバランスの中で対応しているというようなことでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今回の臨時議会、提案理由に不適切な予算施行事務処理が行われたということなんですが、以前の改善策を回答する文章を少し読み上げます。本事案についての回答です。「会計年度外支出資料について、事後作成及び事後決裁されており、事実とは異なる監査資料をもって監査委員に説明を行った。そのことに関して指摘のとおり、完了届が事後処理されており、指定管理者との協定書も令和4年度に実施した防犯灯、防犯カメラの整備後、令和5年度に改正し、遡及して適用されている。これは指摘のとおり、事務処理上不適切である」というふうに回答があります。

それともう一つ、委託料へ500万円の予算流用している。それも説明は行われていますけれども、調べたところ、事前協議が行われたか否か、両者の主張に相違がある状況であった。しかしその後、令和5年度に入り確認を取ったところ、書面での協議ではなく口頭で行っていると。1点目は、異なる監査資料をもって監査委員に説明を行った。それと今私が申し上げた書面での協議ではなく口頭で行った。その部分であります。そして委託料への予算流用というのは、予算の範囲内ということで説明文書を読んで分かるとおおり、これはご承知です。要するに、今松田議員からもおっしゃったように、完了届が事後処理されておりというところに問題があると思うんです。この2点に関しての、さきの総務課長の説明では、全国的ないろいろな事例を見てこれを精査した結果、トップと副町長の10%と5%、これが妥当だというふうな話をお伺いしたんですが、実際、その場合の類似事項を見てもいいと思うんですが、例えば1か月だけなのか、1か月から2か月、例えば1か月から3か月もあり得るといふ文言も規則上記されているのか。どのような不当をした場合に1か月の10%カット、副町長に対しては5%のカットですね。この事例も含めて説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 私のほうから説明させていただきます。

3点ございました。完了届の事後処理ということで、監査委員から指摘のあった事項を文書をもって回答したものでございまして、その中に議員おっしゃるとおり、そのような回答をさせていただいているところでもあります。完了届の事後処理でございますが、令和4年度に防犯灯、防犯カメラの整備が完了しておりますが、令和5年度に完了したということでつじつま合わせの文書作成があったと。それは明らかに不適切な処理だったということで、そのような回答をさせていただいたところでございます。

あと2点目の書面協議なく口頭で行っているということでございますけれども、両者から聞き取りしたところ、指定管理者側は令和4年度に整備していいと聞いたと。役場担当に確認したところ、「いや、そのようなことは言っていない」と。令和5年度に予算を取っているのが令和5年度に実施するものだ。なので受け止め方が、例えば、予算を取っているのが令和4年度と解釈したのか、その辺が全く確証が取れない状況でありましたので、書面でやっていないのがまず改善するところであったと。それが口頭だったので確証が得られなかったというのが回答となっております。

あと給与減額の件ですけれども、今回は町長10%、副町長5%の1か月でございましてけれども、先ほど総務課長からありましたように、全国の事例を参考にさせていただいております。職員の場合は人事院勧告の規則にのっとって、例えばどのような事案があれば4段階ある懲戒のレベルに応じてこれぐらいですよと示されますが、首長、あるいは副首長の減額という指針はございません。事案によって各議会のほうで条例をもって減額するということになります。例えば、直接的に首長が原因となる場合と、間接的に首長が原因となる場合があります。間接的な場合は管理監督責任、直接的な場合は、本人が原因となっておりますので、それ相当の期間も持ちますし、

カット率も多くなると思います。今回は、なかなか指針はないですけども、全国の事例で監督責任の部門から調べまして、今回のカット率とそして期間となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 今話を聞きますと、業者側は令和4年度と勘違いしていたと。町当局は令和5年ということで予算を組もうとしていたというんですか。しかし、組もうとしていた割には、この予算の流用は修繕費から委託料への予算流用になっているんですよね。最初から分かっているのであれば、含めて委託料として1,500万円計上すべきだったものを、3月予算ですよ。そのときに事業所はもう11月から仕事をしているんですよ。仕事というのは予算をいただく場合は、ちゃんとした書類でもって契約しないと仕事は始められないんじゃないでしょうか。その辺、説明を求めます。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 ご説明いたします。

令和5年度に500万円の予算は既に当初予算で組んでおりまして、その予算組みが大体11月ぐらいから始まりますので、町としては、令和5年度の予算資料にも載っていますし、令和5年度に既に工事に向けて予算組みはしていたところであります。これも聞き取りの中で言った言わないの話になりますけれども、私たちが担当課から当時流用の相談を受けたときには、もう既に工事が年度末に完了しそうというときの相談だったので、11月時点では定かではないんですけども、担当者も把握していなかったんじゃないかなと。もし把握しているのであれば、12月の補正なり、あるいは3月の補正なりの対応は可能だったと思いますけれども、その時点では、すみません、仮定ですけども、職員も把握していなかった可能性が高いと思います。もし把握をしていたら補正で対応できた期間だと考えています。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

当時、キャンプしている方々の安全を守るということで、指定管理者のほうが口頭で先に言ってやっちゃっているものですから、当時の契約書等は残っておりません。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 課長、今そういう説明ではないです。契約書なしに補助金等も利用できるかどうか分からない状況で、仕事を始めていいんですかと聞いているんです。これを分からなかったでは済まされないと思います。何でも仕事をやる前には恐らく契約を交わして、私たちが決裁を下ろして、明日から議会の承認を得ますということでしたらするんですけども、あやふやな状況で何でもやっちゃおうと、反省の色は見えませんが、これからもそういうことがあった場合に、やった後にやりましたから補助金をくださいというのもありなんですか、これ。私は、この契約書なしに進めた側もおかしいんですけども、進めることができるんですかと聞いているんですよ。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 すみません。繰り返しのご説明になりますが、当時は緊急を要していたということで、契約なしでやってしまっているという状況で、不適切であると思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 議員のほうからご指摘のとおり、会計事務としてあってはならないことだというようなことでありますけれども、現場の状況は事業者の判断だと思っておりますけれども、お客さんの安全・安心を確保しなければいけないといったような防犯灯で、そういう観点の中から安全・安心を確保するために、これは異例の緊急事態が発生しているという認識の中、いわゆる真っ暗闇の中での危険性、タイワンハブも取り沙汰されていた時期ですから、そういった緊急性を考えて、安全・安心の確保という観点の中からやったというようなことで考えておりますけれども、いずれにせよ会計の財務処理としては、適切ではなかったというようなことで、今後、そういう反省に立って、また行政運営をしたいと考えております。今回については、本当に申し訳ないことをやったなというようなことで、改めて謝罪したいなと思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほど来のお話を聞いていますと、行政側は令和5年度という話であって、執行側、要するに指定管理者は令和4年度と思っていたにしても、勘違いであったとしても、公共工事も常にやっている事業者ですから、初めてやる方だったら、もしかしたらこういう過ちもあるかもしれないです。もう何十年もやっている業者で、公共工事も幾つかやってきている中で、令和4年度と思っていたというのは通用しないんですよ。矛盾がある。それを令和5年度にやるものを4年度にやってしまった。その手続が間違っただとしてもやるべきだったんじゃないかなど。勘違いにしても、これはもしかしたら勘違いではなくて、自分の予算でやるつもりだったけれども、後で何か申出をすれば取れるんじゃないかなどというふうにも聞こえるんですよ。なぜかという手順していないから。これは幾ら説明をしても答えにならないです。こっちの相違というのも公共工事をするに当たって、令和5年度でやるつもりだったのが、なぜあっちがやって途中で分かったかもしれない、分かっているかもしれない。でも4年度に何もなく執行されたというのは、私は非常に大きな問題だと思っています。それ以後、気をつけますと言っていますけれども、先ほど来、減俸で10%、5%と1か月というふうに私は一つの誠意だと認めますが、その程度の誠意でいかなものかという思いもあります。これは今後もこういうことが500万円だったのが、これが1億円、2億円の工事を令和5年度を間違っただけで令和4年度にやって、後から請求されたとか、令和5年度に執行されたものとして修正されたとか、これは大きな問題ですよ。お金は損している、得しているとかそういう問題じゃないんですよ。行政側がやるべきことを今回やっていなかったことに一番不備があって、あちら側にもどっちが悪いかは私も真実は分かりません。両者は実際この後、話をして事実確認を、先ほど議運でもおっしゃったんですが、本当に1か月か2か月、要しないといけない中で早急にされたこともいかなものかなどと思っています。ですので、その辺の本当に大きな反省点として捉えていただきたいと思っています。4回目です。

たけれども、以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 今、議員から指摘がありましたように、今後、財務会計については、しっかりとまた職員を研修なり、その重要性、意識改革。特にこの重要性と意識改革なども含めて、あらゆる機会を通じて、今後はこのようなことがないような組織体制をつくり上げていきたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 先ほど町長から緊急要請があったということ、それは私もここにキャンプを受け入れるんだったら、ハブ対策はどうかということであったんですが、私の思いの中にもあったんですが、町長から言われて初めて分かりました。それで、ここは現場から委託業者から町側にそういった状況ということは説明したと思うんですけども、だからその緊急性にどれぐらい町が理解して対応したか、それが問われると思うんですけども、そこら辺はどうでしたでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

今本部町内では、議員もご存じのとおり、タイワンハブがあちらこちらで出ております。具志堅でもそれが確認されておりまして、町当局も把握しておりました。そういう中で今回このような現場での調整不足が起きて、こういう事案になったということは、私自身も深く反省しているところではあります。もっとしっかり対応するべきだったということでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませぬか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 先ほどからいろいろ出ておりますけれども、今回のハーソー公園については、町民から非常に期待をされると同時に、非常に不安といたしますか、それもあるのは事実でございます。そういう意味でも今回このような事案、事件ですね。これが本当であるとするならば、非常に町民にとってもさらに不安が増す案件だというふうに思っております。これからは組織のコンプライアンスをしっかり守っていただき、こういうことがないように、しっかりといろいろ管理運営体制を構築していただきたいと強く希望いたします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前10時35分)

再開します。

再 開 (午前10時36分)

ほかに質疑ございませぬか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定についてを

採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第21号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 それでは議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について。本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年3月28日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町具志堅地区田園空間施設。場所、本部町字具志堅1334番地。指定管理者、名称、もとぶバイオマス事業協同組合。所在、本部町字並里1136番地。指定期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由、本部町具志堅地区田園空間施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

1ページ以降、参考資料がついているのでお目通しください。また、本日議長の許可を得て田空ハーソー公園の利活用に関しての資料をお配りしていますので、これから説明いたします。私からの説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 補足の説明をさせていただきます。

今手元にカラー刷りの資料があるかと思えます。表題で田空ハーソー公園活用についてという資料です。めくっていただいて、ハーソー公園の利活用についてということで、指定管理者及び連携事業者ということで書かせていただいております。これをマッチングすることによって、本部町を中心とする北部観光の拠点化ができると考えております。また観光資源が多様化し、関係人口、地元住民の憩いの場所を創出していきたいと考えております。

まためくっていただいて3ページ、指定管理者については、観光業と分離により負担軽減、本業である農業や加工業への経営の資源の集中化を図りたいと。またイベントなどの集客を図っていきたい。連携事業者については、拠点を北部に置くことで全体を手掛けることを考えております。

めくって4ページ、誘客・集客についてというご指摘もございました。こちらについてはSNSの運用、連携事業者、グループ内でのPRを図っていくということになっております。観光案内機能としては、沖縄美ら海水族館やジャングリア、また古宇利島を結ぶ立地条件を生かして、

イベントやアクティビティを含めった着地型観光コンテンツの案内をしていきます。またインバウンドの集客については、台湾を中心とした誘客を図っていくということで、ハーソー公園の活用を考えております。説明は以上です。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 今回のハーソー公園についての指定管理者の件で3回も議会が開かれておりますけれども、この指定管理者が施設の修繕まではいいいんですけれども、今回みたいに大規模な防犯灯とか防犯カメラの設置工事、工事案件は随意契約だからということで、指定管理者にそのまま受託させておりますけれども、この金額とか規模に応じて、指定管理者以外の業者を入札に参加させるというそういう考えはあるのか。

それから、今回また問題になっております役場内における業者とのコミュニケーション不足というんですか、そういうのはどういうふうにして防いでいくのかの件と、それからこの施設はこれからは令和9年度まで補助事業が入っていますけれども、この補助事業を敢行させるまで3年間の間で敢行すると思うんですけれども、した後の指定管理者の選定の方法についてお伺いします。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

3点ご質疑がありました。まず1点、修繕などについて指定管理者に任せているという話であります。これまでいろいろ業務の効率化とかそういったものを考えてやってきましたが、我々がどの業者とかそういう業者の指定とかはやっておりません。今後、これまでを反省して、しっかり小規模な修繕、大規模な修繕、そういったものを分けながら調整していきたいと思っています。

あと2点目に、コミュニケーション不足というご指摘がありました。それについても反省して、常に現場に足を運びまして、今どのような問題が起きているのか、そういったものを把握して、しっかり町としても対応していきたいと思っております。

あと3点目の3年後の指定管理の件についてでございますが、3年後につきましては、その成果を見ながら新たにまたプロポーザル等をして、よりよくこの施設が活用できるように努めていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 この3年後のお話ですけれども、この状態でその実績なども見計らいながら公募によらないほうがいいのか、そのほうが住民サービスとしていいのかといったようなことを、まず当面、精いっぱい3年間を実施していただいて、そのときにまた検討すべきなのかなと考えております。今現在、ご存じのとおり、公の施設、いわゆるいろんな施設がありますけれども、そのほとんどが公募によらずして、そして継続してやっているという一つの流れがあって、それには理由がありまして、そのほうが実情も知っているし効率的だといったようなこともあります。ですので、そういったことも踏まえながら、まずしっかりとやらせながらそのときの実績

も見計らいながら新たに公募すべきかどうかを検討していったほうが、よりの確なのかなというように、今のところはそう判断しております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 3年後にいろいろと事業が敢行して、この施設をさらに集客が増えていくだろうと予想されますけれども、観光施設としての半面と、それから地域の農業だとかそういう農産物の加工施設という両面ありますけれども、この両面は全く事業としての性格が違うと思うんですが、この観光施設としての人材が本部町内にどれぐらいいらっしゃるのか、そういう人たちとの連携は取れているのか、その辺、もう一度伺います。

○ 議長 松川秀清 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明させていただきます。

まずは、このパワポの資料の2ページのほうに、指定管理者と連携事業者というのがございます。この連携事業者というのは、今町内ではなく、長野県など全国20か所ぐらいの拠点を持っている事業者と今、企画商工観光課のほうと農林水産課を含めてマッチングを進めているところです。どうしても専門の事業者及び職員がどうしても少ないものですから、そういう形で外部の力を借りて、よりよい公園にしていこうというふうに考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 この連携事業者についてでございます。知る限り初めて出てきたキーワードかなというふうに思いまして、前向きに私は捉えてございます。様々なところで出てきて、先ほども説明があったと思うんですが、業態といいますか、どういう業種なのか、連携事業者というのが複数、飲食なのか資料にもマリンアクティビティとか書かれていますので、どういったイメージなのか、複数社あるのかというのも説明をお願いします。インバウンド集客のところにも連携事業者というキーワードがありますので、ちょっと気になりましたので説明をお願いします。

○ 議長 松川秀清 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明させていただきます。

この事業者というのは、全国でキャンプ場を含めてアウトドアテーマパークとして約70か所を展開している業者でございます。今回は、この一事業者でインバウンド等も全て網羅できるというふうに聞いておりますので、そこの強みを生かした形で連携していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 この連携事業者と指定管理者の役割は違うと思うんですが、役割はこの連携の方法といいますか、そういったところも説明をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 産業振興統括監。

○ 産業振興統括監 並里 力 ご説明いたします。

この連携事業者との中身については、この議会で承認をいただいた後に中身をより細かく詰めていくということになっております。この表にあるとおり、指定管理者は公園の管理をしっかりと

やっただいて、この公園の最大限利活用を含め、連携事業者というのは、観光資源を生かしたイベント等、あとキャンプですね。こちらのほうをしっかりとやっていただくような形で、外部からお客さん呼び込むような施策、そういったものを図っていく予定です。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第21号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第21号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和7年第4回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 座間味 栄 純

本部町議会議員 具志堅 勉